



月日	曜日	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令	
17	木	11	<p>23 選挙公報掲載文訂正の連絡</p> <p>24 選挙運動用ピラ証紙交付開始</p> <p>25 選挙公営（経費）関係届出受付及び確認書交付開始</p> <p>26 政治団体確認申請書受付開始（確認書の交付）</p> <p>27 政談演説会開催届出受付開始（証紙交付）</p> <p>28 政治活動用ポスター証紙交付開始</p> <p>29 政治活動用ピラの届出受付開始</p> <p>30 機関紙（誌）の届出受付開始</p> <p>31 候補者がポスターを掲示することができる区画番号（届出順）を候補者及び市町委員会に通知</p> <p>32 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等掲示様式を市町委員会へ送信</p> <p>33 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知</p> <p>34 選挙に対する関心を高める運動展開</p>	<p>県委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>選挙長</p> <p>推進協議会</p> <p>県委員会</p>	<p>申請注意事項</p> <p>法142 運規3章の2</p> <p>公営条例3.4.7.8</p> <p>運規11章の2</p> <p>法201の9 令129の4</p> <p>運規13章</p> <p>法201の9.201の11</p> <p>令129の5</p> <p>法201の11</p> <p>運規57の2～57の4</p> <p>法201の9</p> <p>運規53の5</p> <p>法201の15 運規58</p> <p>法144の2</p> <p>運規11の5</p> <p>法86の4 令92 事規33</p> <p>法6</p>	<p>19 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知</p> <p>20 ポスター掲示場にポスター掲示開始</p> <p>21 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止</p> <p>22 選挙に対する関心を高める運動展開</p>	<p>住所地区町委員会候補者</p> <p>市町委員会</p> <p>推進協議会</p>	<p>令92</p> <p>法144の2</p> <p>法28の2,28の3</p> <p>法6</p>	
13	金	16	<p>1 選挙公報掲載文申請期限</p> <p>2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行</p> <p>3 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本轄地の市区町村長に調査依頼</p>	<p>県委員会</p> <p>〃</p> <p>選挙長</p>	<p>法168</p> <p>法169 運規41</p> <p>事規32</p>	<p>1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所に候補者の氏名等の掲示開始</p> <p>2 期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）</p> <p>3 不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を除く。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。）</p> <p>4 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知</p> <p>5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度）</p> <p>6 期日前投票・不在者投票開始</p> <p>7 期日前投票における投票録の作成（各日）</p> <p>8 投票箱を閉鎖する場合はその都度（かぎの封印）</p>	<p>市町委員会</p> <p>〃</p> <p>市町委員会</p> <p>投票管理者</p> <p>〃</p> <p>選挙人</p> <p>投票管理者</p> <p>〃</p> <p>候補者</p> <p>市町委員会</p>	<p>法175</p> <p>令28,49の7</p> <p>法49 令50～54,59の5の4</p> <p>規則8の2～10,10の4,10の5,10の5の3,10の5の4 事規21</p> <p>法38,48の2 事規14</p> <p>令34,49の7</p> <p>法48の2,49</p> <p>令55～58,59の5,59の5の4,59の6</p> <p>令49の10</p> <p>令49の7,43</p> <p>法161,163～164の2</p> <p>令112～125</p> <p>法170 運規44</p>	
14	土	15	<p>1 選挙公報印刷開始・終了</p>	<p>県委員会</p>		<p>1 個人演説会（公営施設使用）開始</p>	<p>候補者</p> <p>市町委員会</p>	<p>法161,163～164の2</p> <p>令112～125</p>	
14	日	14	<p>1 選挙公報を市町委員会へ送付</p>	<p>県委員会</p>			<p>1 選挙公報の受領</p> <p>2 選挙公報を各世帯に配布開始（選挙の期日前2日までに完了）</p>	<p>市町委員会</p>	<p>法170 運規44</p>
15	月	13							
16	火	12							
17	水	11							
18	木	10							
19	金	9							
20	土	8							



月日	曜日	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
28	日	投票日				15 投票点検結果を県委員会に速報 16 開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て選挙長に報告 17 選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資料を市町委員会に送付	市町委員会 開票管理者 "	通知 法66, 70 令74 事規27 令75, 76
29	月	(後) 1	1 投票点検結果報告検収 2 選挙会の準備 1 選挙会の選挙立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 2 選挙会の開催及び選挙録の作成 3 選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付 4 当選人の住所、氏名等を県委員会に報告 5 県選挙管理委員会の開催 6 当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示 7 当選証書の付与 8 総務大臣に当選証書付与の報告	選挙長 " " " 県委員会 " " "	法66 令74 事規27 法77 法76, 62 事規30, 25 法80, 83 令85 法101の3 法101の3 法105 法108	1 投票点検結果報告	開票管理者	法66 令74 事規27
30	火	2						
3	土	6						
9	12月	15	1 選挙運動に関する収支報告書の提出期限	出納責任者	法189			
14	水	17	1 供託物返還手続開始	選挙長	令93			
						1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2, 28の3